AIG

海外PL保険

AIG損保

英文賠償責任保険

2019.4版	2019年7月1日以降保険始期契約用

海外に製品を輸出される企業の皆様へ

日本企業の海外進出には さまざまなリスクが伴います

CONTENTS

はじめに …… 1 - 2

保険会社に求められる役割 …… 3 - 4

弊社の海外PL保険の特長 …… 5 - 10

弊社の海外PL保険について …… 11 - 12

お申し込み、ご契約の際には …… 13 - 14

海外ＰＬ保険とは

弊社の海外ＰＬ保険は、貴社が製造または販売した製品（生産物）に起因して、他人の身体の障害または他人の財物の損壊による事故が保険適用地域で発生した場合において、貴社が負担する法律上の損害賠償責任を補償します。

この保険では、被害者に対する損害賠償金のほか、争訟関連費用（弁護士費用、協力費用等）を補償します。また、保険適用地域で発生する万一のＰＬ事故について、弊社の海外ネットワークを活用した円滑な事故処理サポートを提供します。

対象となる業種

海外ＰＬ保険は、日本国外に製品（生産物）を輸出する製造業者・販売業者の皆様にご加入いただけます。例えば、完成品メーカーや素材・部品メーカーまたは輸出商社などの海外に輸出される製品（生産物）の流通にかかわる企業が対象となります。

対象となる地域（保険適用地域）

ご契約時に保険の対象とする地域（保険適用地域）を設定します。
※　保険適用地域には、保険適用地域間を移動中の国際水域・空域を含みます。
※　保険適用地域での使用・消費を目的として製造・販売された製品による事故の場合、世界のすべての地域を対象とします。

対象となる製品（生産物）

ご契約時に保険の対象とする製品（生産物）を設定します。
※　製品によっては、お引受けできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

こんなケースに備えを！

- 売買契約書等による取引先からの保険加入の要請を受けるケース
- 間接的に輸出販売されることによる海外流通ケース
- 取引先などの他企業から求償されるケース（完成品メーカーから部品メーカーへの求償）
- ＯＥＭメーカーがＰＬ責任を負うケース

このパンフレットで使用する用語のご説明

- **●解除**　：弊社からの意思表示によって、ご契約の効力を将来に向かって失わせることをいいます。
- **●記名被保険者**：保険証券に記名被保険者として記載された方をいい、この保険の補償を受けられる方をいいます。
- **●財物の損壊**　：次のものをいいます。
  - ◎有体物※に対する物理的損傷。その結果発生するその有体物の使用不能損害のすべてを含みます。
  - ◎物理的損傷を被っていない有体物※の使用不能損害。
  - ※有体物には電子データを含みません。
- **●支払限度額**　：弊社がお支払いする保険金の限度額をいいます。
- **●身体の障害**　：人の身体の傷害および疾病をいい、これらに起因する死亡を含みます。
- **●生産物**　：記名被保険者が製造、販売または供給した保険証券記載の製品をいいます。
- **●電子データ**　：次のものに蓄積、作成、使用、送受信される情報、事実、またはプログラムをいいます。
  - ◎情報システムとアプリケーション・ソフトウェアを含むコンピュータソフトウェア
  - ◎ハードディスク、フロッピーディスク、CD-ROM、テープ、ドライブ、セル
  - ◎データ処理デバイス
  - ◎電子的に制御された機器と共に使用される他の媒体　など
- **●被保険者**　：記名被保険者および保険の約款で被保険者として規定された方をいい、この保険の補償を受けられる方をいいます。
- **●保険期間**　：保険のご契約期間をいいます。
- **●保険適用地域**：保険証券および保険の約款に記載された、この保険の対象となる地域をいいます。

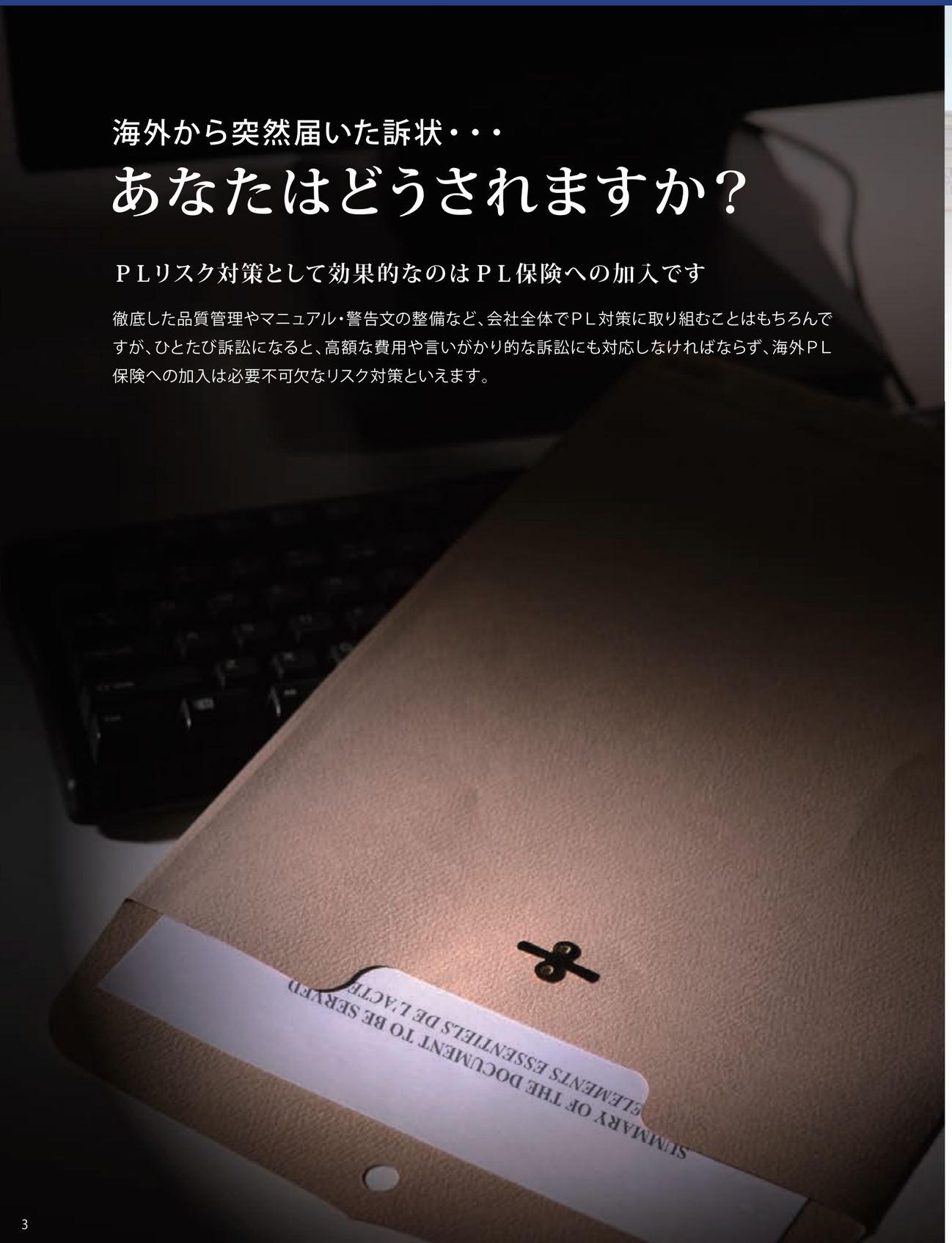

海外から突然届いた訴状・・・

あなたはどうされますか？

ＰＬリスク対策として効果的なのはＰＬ保険への加入です

徹底した品質管理やマニュアル・警告文の整備など、会社全体でＰＬ対策に取り組むことはもちろんですが、ひとたび訴訟になると、高額な費用や言いがかり的な訴訟にも対応しなければならず、海外ＰＬ保険への加入は必要不可欠なリスク対策といえます。

保険会社に求められる役割

海外で発生するＰＬ事故のリスク対策として加入する海外ＰＬ保険の選択にあたっては、貴社にとって必要な下記のような事項に対処することができる保険会社を選択することが重要です。

適用される法律の解釈

世界各国・地域において適用される法律はさまざまです。とりわけＰＬ訴訟の多い米国では州によっても法律が異なるため、原告側は自己の主張にとって一番都合の良い州で裁判に持ち込もうとすることもあります（これを「フォーラムショッピング」といいます。）。そのため、保険会社は全米各州のみならず、世界各国・地域の法律を把握していなければ十分な対応は期待できません。

事故状況の把握および分析

事故の発生した国（もしくは州）の法律の把握のみならず、被害者の主張の確認、損害の調査、損害と製品の欠陥との因果関係の分析などのプロセスを現地で即座に行い、被保険者に法律上の賠償責任が発生するか否かの判断を速やかに行う必要があります。

同種の連鎖クレームを断ち切るための戦略作り

ひとたび訴訟になり、事故が公になると、同様な被害にあったと主張する人々が続々と名乗りをあげ集団で訴訟を提起する、「クラスアクション」へ持ち込もうとすることがあります。新聞広告や、最近ではインターネットを通して、それを扇動する傾向も見られます。したがって、そのような連鎖クレームを回避するための戦略が求められます。

訴訟に持ち込むことのメリット・デメリットの分析

米国の裁判制度の特徴として、無作為に選出された陪審員により評決がなされる陪審制度があげられます。また、本来の損害賠償金とは別に巨額の懲罰的賠償金が課せられる場合もあります。したがって、法廷で争うべきか、示談や和解による解決とするべきか等、保険会社はメリット・デメリットを分析し、より良い解決策を選択することが必要です。

訴訟発生時に、現地弁護士との連携による応訴体制の構築

訴訟になった場合には、速やかに応訴に臨むチームを構築する必要があります。事故内容や製品の種類、訴訟提起国(州)の法律などを踏まえて、最も適切と判断しうる弁護士を保険会社が選定します。つまり、保険会社は各地域、各分野に秀でた弁護士と、広範囲にネットワークを築いていかなければなりません。

海外PL保険は
弊社におまかせください

弊社の海外ＰＬ保険の特長

弊社の海外ＰＬ保険では、以下の特長により、保険会社としての役割を果たすだけでなく、貴社の海外進出をサポートします。

1 国際的ネットワーク
詳細 P７

弊社は、世界の保険業界のリーダーであり、80以上の国や地域でお客さまにサービスを提供しているAIGグループの一員です。AIGグループ各社は、世界最大級のネットワークを通して、個人・法人のお客さまに損害保険商品・サービスを提供しています。

2 訴訟マネジメント
詳細 P8

ＰＬ訴訟件数が多い米国で培ったＡＩＧグループ独自の訴訟マネジメントにより、弁護士費用を含めた争訟関連費用を効果的に管理するとともに、弊社が主体となり、弁護士・貴社と三位一体となって迅速な損害サービス、訴訟の早期解決をめざし、貴社のダメージを軽減します。このプログラムにより培われた知識・経験は、全世界のＡＩＧグループ傘下の各社で共有しています。

3 争訟関連費用外枠払いの提供
詳細 P9

海外におけるＰＬ事故では、ときに賠償金額に相当するような高額な争訟費用を要することがあります。この保険では、争訟関連費用（弁護士費用、協力費用等）を支払限度額の外枠で支払うことにより、損害賠償金の支払いに影響を与えることなく訴訟対応を行うことが可能です。

※　製品の種類などにより、「費用内枠払い」でのご契約に限定させていただく場合があります。

4 損害賠償請求ベース、事故発生ベースの選択
詳細 P10

保険金支払いのためにこの保険が発動する条件として、弊社では2つの方式を採用しています。損害賠償請求が行われた時点で有効な保険証券が適用される「損害賠償請求ベース（クレームズメイド方式）」と、実際に事故が発生した時点で有効な保険証券が適用される「事故発生ベース（オカーレンス方式）」があり、貴社が取引先企業から保険への加入を要求され、保険の発動条件を「事故発生ベース（オカーレンス方式）」と指定された場合においても対応することができます。

※　製品の種類などにより、「損害賠償請求ベース（クレームズメイド方式）」でのご契約に限定させていただく場合があります。

5 生産物回収費用限定担保特約
詳細 P12

弊社の海外ＰＬ保険では「生産物回収費用限定担保特約」が自動的にセットされます。これにより保険適用地域で身体の障害・財物の損壊が発生した場合において、保険期間中に開始された貴社製品の回収について貴社が直接負担する生産物回収費用（リコール費用）を補償します。万一海外ＰＬ事故が発生した場合において、必要な回収措置を実施することにより、同種事故の連鎖発生を防止することができます。

弊社の海外PL保険の特長

特長1. 国際的ネットワーク

ＡＩＧグループの国際的ネットワーク力は、弊社の大きな強みの１つです。海外ＰＬ保険においては、世界各地の事故処理ネットワークとして大きな役割を果たしています。

世界各国で保険事業を営んでいるＡＩＧグループ傘下の各社は、各国・地域における単なる現地ネットワークだけでなく、損害サービス要員も常設しています。これは、現地の法律に精通した事故処理のスペシャリストと世界各国で常に繋がっているということであり、弊社の大きな強みと言えます。事故が発生してから事故処理を外部へ委託し、委託先の主導で事故対応をするのではなく、ＡＩＧグループ傘下各社の事故処理のスペシャリストと即時に連絡を取ることができる弊社は、貴社の輸出先で事故が発生した際にスピーディーかつ専門的な事故の対応サービスの提供を行います。

※　保険会社による被害者との直接交渉が禁止されている国や地域では、被害者との直接交渉ができない場合がありますのでご了承ください。

特長2. 海外における訴訟マネジメント

日本と異なる言語、文化、法律や裁判制度などの環境下で行われる海外でのPL事故対応。特に訴訟大国アメリカでは、賠償金以上に争訟費用がかかる場合もあるなど、巨額の費用負担や長期化する訴訟解決などが問題として浮上しており、日本の訴訟対応とは異なる戦略が必要となります。アメリカにおけるAIGグループは独自の訴訟管理により、事故の早期解決、争訟費用・賠償金の抑制を目指します。

【訴訟大国アメリカにおける事故対応】

高額訴訟の多いアメリカにおいて、AIGグループは独自の訴訟マネジメント体制をしいています。社内外の弁護士ネットワークを活用・管理しながら、事故状況の把握・分析、法律の解釈、訴訟戦略の策定、現地弁護士と連携した応訴体制の構築等を行っていきます。弊社が主体となり、弁護士・貴社と三位一体となって迅速な損害サービスを実現していきます。

- ●スタッフカウンセル：アメリカにおけるAIGグループの社員弁護士チーム
- ●パネルカウンセル：アメリカにおけるAIGグループが提携している法律事務所等のネットワーク
- ●訴訟管理ガイドライン：訴訟対応にあたって、外部弁護士を含むすべての当事者の役割分担やプロセスを定めたガイドライン
- ●ADR（裁判外紛争解決手続き）の利用：訴訟で争うことのメリット・デメリットを分析し、AIGグループの豊富な経験をもとに、最新事情や傾向を把握し有効な手段を積極的に活用

特長3. 争訟関連費用外枠払いの提供

争訟関連費用（弁護士費用、協力費用等）を保険会社が負担し、支払限度額は損害賠償金のみに適用される「費用外枠払い」の設定は、貴社への大きなメリットとなります。

弊社では、前ページでご説明させていただきました国際的ネットワークと米国での「訴訟マネジメント」により、訴訟にかかるコストの管理・調整ができることでこの補償の実現が可能です。

特に訴訟にかかる費用が高額な米国での訴訟を念頭においた場合、同じ支払限度額の保険であっても、争訟関連費用を支払限度額に含めた場合は争訟関連費用だけで支払限度額を使い切ってしまうリスクが高くなり、保険に加入いただいた本来の目的である、賠償金を負担するという機能をなくしてしまう可能性があります。

［例］支払限度額が100万ドルのご契約で、争訟関連費用80万ドル、損害賠償金50万ドルかかった場合

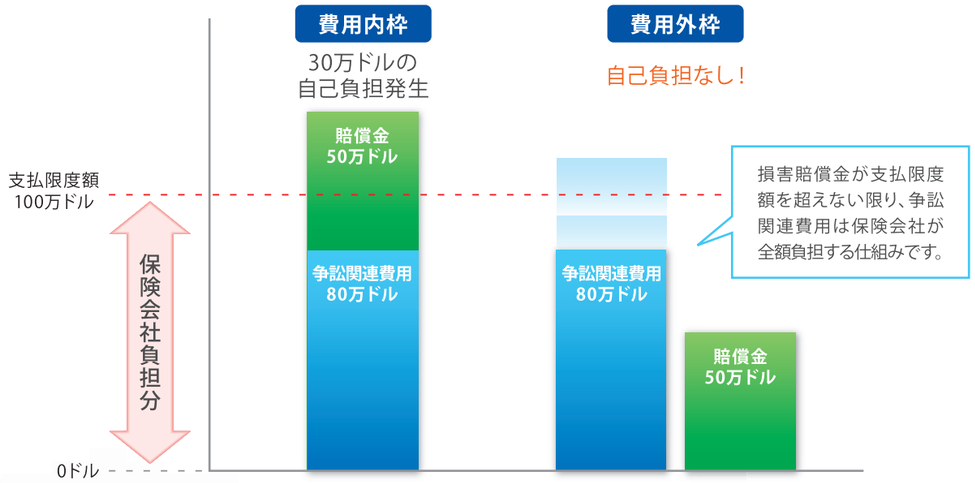

- ▶支払限度額は賠償金と争訟関連費用の両方を含めた金額
- ▶賠償金と争訟関連費用の合計が支払限度額を超過すると超過額は自己負担
- ▶支払限度額は賠償金のみに適用した金額
- ▶賠償金≦支払限度額である限りは、争訟関連費用は保険会社が負担

※ 争訟関連費用（弁護士費用、協力費用等）をオプション特約の補完支払条項内枠払特約（Supplementary Payments within Policy Limits Endorsement）をセットして内枠払いにすることにより、保険料を節減できる場合もあります。

※ 保険金として損害賠償金をお支払いすることにより、ご契約いただいた支払限度額を費消した場合には、争訟関連費用に対する弊社の支払責任も終了します。

※ 製品の種類などにより、「費用内枠払い」でのご契約に限定させていただく場合があります。

特長4. 損害賠償請求ベース、事故発生ベースの選択

保険金支払いのためにこの保険が発動する条件として、弊社では2つの方式を採用しています。損害賠償請求が行われた時点で有効な保険証券が適用される「損害賠償請求ベース（クレームズメイド方式）」と、実際に事故が発生した時点で有効な保険証券が適用される「事故発生ベース（オカーレンス方式）」があり、貴社が取引先企業から保険への加入を要求され、保険の発動条件を「事故発生ベース（オカーレンス方式）」と指定された場合においても対応することができます。

北米やヨーロッパなどの大手販売会社へ輸出する場合、売買契約書などで「事故発生ベース」による保険への加入を求められることがよくあります。PL事故では、実際の事故発生から損害賠償請求や訴訟提起までに長期間を要することが多く、これら2つの方式の違いを把握しておくことは、貴社にとって重要だといえます。

「保険事故」の2つの考え方 – 違いのポイント

保険契約において、支払対象となるためには、「保険事故」が保険期間中に発生する必要があります。

事故発生ベース（オカーレンス方式）　保険期間中において**事故が発生した時**をもって「保険事故」とする。

損害賠償請求ベース（クレームズメイド方式）　保険期間中において**損害賠償請求がなされた時**をもって「保険事故」とする。

※ ただし損害賠償請求ベース（クレームズメイド方式）の場合、損害賠償請求のもととなった事故においても保険期間中に発生していることが条件となるため、遡及日を設定し、遡及日以降に発生した事故について保険期間中に請求がなされた場合に保険が適用される仕組みです。

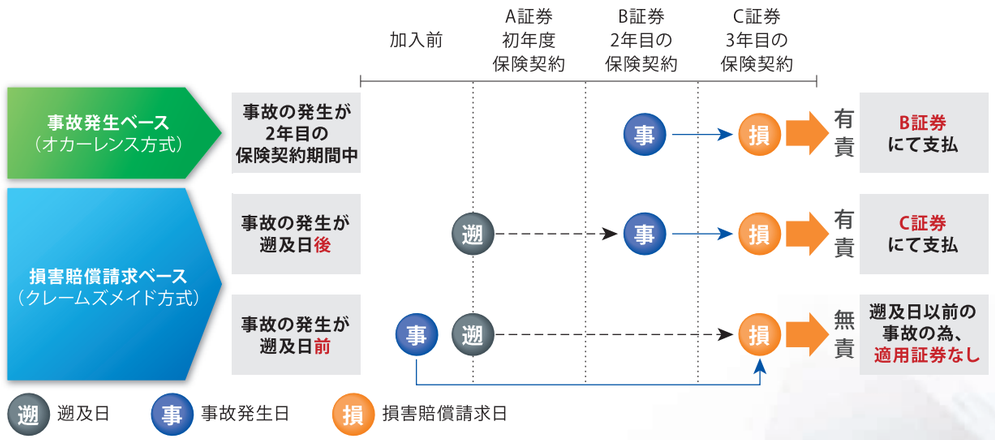

このように、「事故発生ベース（オカーレンス方式）」でご契約された場合、保険期間中に事故が発生していたにもかかわらず、損害賠償請求や訴訟を提起された時期は保険の継続を停止した後であった場合においても対応することが可能となるため、大手販売会社などの取引企業は、自社のリスクマネジメントの観点から、「事故発生ベース（オカーレンス方式）」での保険への加入を求めることが多くなっています。また、貴社にとっては将来にかかる賠償コストを固定化することができ、経営の安定を図ることにも繋がります。

※ 製品の種類などにより、「損害賠償請求ベース（クレームズメイド方式）」でのご契約に限定させていただく場合があります。

海外ＰＬ保険は、

弊社での加入をおすすめします

製品（生産物）の輸出にかかわっている企業にとって、海外でのＰＬリスクは避けては通れないものです

弊社は、損害保険業界の世界的なリーダーであるＡＩＧグループ傘下の会社として、深い専門性と際立った商品力により、自信を持って貴社の海外進出のサポートを行います。

弊社の海外PL保険

この保険は、契約の際にあらかじめ告知いただいた内容をもとに対象製品を決定し、
1年間の保険期間でご契約いただきます。

保険金をお支払いする主な場合

【海外生産物賠償責任保険】
記名被保険者が製造、販売または供給した保険証券記載の製品（生産物といいます。）に起因して、他人の身体の障害または他人の財物の損壊が生じた事故が保険適用地域で発生した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。契約方式ごとに、保険期間と補償の対象となる事故の関係は次のとおりとなります。

● 事故発生ベース（オカーレンス方式）
身体の障害または財物の損壊が保険期間中に保険適用地域で発生した場合に補償の対象となります。ただし損害賠償請求が、保険適用地域または日本で被保険者に対してなされた場合に補償の対象となります。

● 損害賠償請求ベース（クレームズメイド方式）
身体の障害または財物の損壊に基づく最初の損害賠償請求が、保険期間中※に保険適用地域または日本で被保険者に対してなされた場合に補償の対象となります。ただし、その身体の障害または財物の損壊が保険証券記載の遡及日以降に発生した場合に限ります。
※　この保険契約が継続されない等、所定の条件を満たした場合に、保険の約款に基づき延長報告期間が適用されます。

【生産物回収費用限定担保特約】（自動的にセットされます。）
生産物の欠陥や不備などに起因して、他人の身体の障害または他人の財物※1への物理的損傷が生じた場合において、保険期間中に開始された保険適用地域内の市場または個人・団体からの生産物回収※2によって被保険者が負担する費用を、保険金としてお支払いします。
※1　生産物以外の有体物をいいます。有体物には電子データを含みません。
※2　記名被保険者が必要と決定した、または政府機関に命じられた生産物回収に限ります。また回収の対象となる生産物は、保険証券記載の指定日以降に製造されたものに限ります。

お支払いする保険金の種類

【海外生産物賠償責任保険】
（1）損害賠償金
被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額をお支払いします。※1
1事故につき、保険証券記載の1事故あたりの支払限度額を限度とします。
この保険契約でお支払いする（1）損害賠償金の総額は、保険証券記載の保険期間中の支払限度額を限度とします。
（2）争訟関連費用※2
被保険者または弊社が被保険者に代わり負担する、争訟にかかわる次の費用をお支払いします。
● 裁判等の費用　● 弁護士費用　● 差押解除ボンドの費用（適用される支払限度額内の金額に限ります。）　● 判決額にかかる利息　● 訴訟で被保険者に課された費用　● 弊社の要請に従い、協力するために被保険者が負担する妥当な費用（1日250米ドルまたは同等の金額を限度として、就業できないことによる実際の収入喪失額を含みます。）　など
1事故または保険期間中いずれも、損害賠償金に対する支払限度額を全額お支払いした時点で、弊社の争訟関連費用に対する支払責任は終了します。
※1　免責金額の設定がある保険契約の場合は、法律上の損害賠償責任の額から、保険証券記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。
※2　争訟関連費用は、損害賠償金の支払限度額とかかわりなくお支払いします。ただし、補完支払条項内枠払特約(Supplementary Payments within Policy Limits Endorsement)をセットした保険契約の場合、損害賠償金と合わせて支払限度額を限度としてお支払いします。

【生産物回収費用限定担保特約】（自動的にセットされます。）
生産物回収に直接関連して支払われた、被保険者が負担する合理的かつ必要な生産物回収費用※1※2について、次の算式により算出した額を、保険金としてお支払いします。ただし、保険期間を通じてお支払いする生産物回収費用保険金の総額は、100,000米ドル（保険証券記載の生産物回収費用支払限度額）を限度とします。
【算式】お支払いする保険金の額＝{生産物回収費用－1,000米ドル（免責金額）}×{100%－10%（自己負担割合）}
※1　生産物回収費用は、生産物回収が開始された日から1年以内に発生し、かつ、費用の発生から1年以内に弊社に報告された費用に限ります。
※2　お支払いの対象となる主な費用は、次のとおりです。
● 告知費用　● 文房具・案内文作成・郵便料金にかかる費用　● 定額給従業員以外の従業員の超過勤務手当・交通費・宿泊費
● コンピュータ作業費用　● 独立請負人・臨時雇用の費用　● 運送・包装・保管費用　● 再利用できない生産物の廃棄費用（ただし被保険者が最初に購入した価格または製造費用を超えないものとします。）　など

保険金をお支払いできない主な場合

1．海外生産物賠償責任保険および生産物回収費用限定担保特約に適用
次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。
● 被保険者が予期または意図した身体の障害または財物の損壊　● 契約または合意により加重された損害賠償責任
● 労働者災害補償法および類似の法律に基づく被保険者の義務　● 被保険者の業務遂行中に被保険者の従業員が被った身体の障害　● 戦争・軍事行動・暴動・反乱・革命等　● 記名被保険者が所有・賃借・占有・保管・管理する財物の損壊　● 生産物自体の財物の損壊　● 欠陥・能力不足などを有する生産物を組み込んだ有体物※または物理的損傷を被っていない財物の使用不能。ただし、生産物を本来の使用目的にしたがって使用開始した後に、生産物に急激・偶然な物理的損傷が生じたことに起因する場合を除きます。
● 原子力危険に関連する損害　● アスベスト・シリカによる損害
※　組み込まれた生産物の修理・交換・除去などにより修復して使用できるものをいいます。　など

2．生産物回収費用限定担保特約のみに適用
次の事由により発生する生産物回収費用に対しては、保険金をお支払いできません。
● 保証違反および生産物の意図した目的への不適合。ただし、他人の身体の障害または生産物以外の財物の物理的損傷が発生した場合を除きます。　● 著作権・特許・企業秘密・トレードドレス・商標の侵害　● 生産物の劣化・腐敗・化学変化。ただし、製造・設計・工程上の過誤、生産物の輸送または生産物に不当に手を加えられたことにより生じた場合を除きます。
● 有効保存期間の終了　● 初年度契約締結時より前に、または生産物が記名被保険者の管理・占有を離れた時より前に、記名被保険者やその執行役員が存在することを知っていた生産物の欠陥　● 保険期間前の行政による禁止措置　● 行政による禁止措置後の供給・販売
次の損害または費用に対しては、保険金をお支払いできません。
● 信用・市場占有率・収入・利益を回復するための費用または生産物の再設計費用　● 罰金、違約金、損害賠償金等　● 汚染物質の影響に対する監視・浄化・除去等の要求・命令による損害または費用　● 被保険者の詐欺行為・生産物回収に関する事実の隠匿（いんとく）による損害または費用　など

弊社の海外PL保険

ご加入をご検討の際には…

お申し込み、ご契約の際には

保険条件および保険料は、対象となる製品、輸出相手国、売上高、事故歴等に基づいて決定します。弊社の海外ＰＬ保険のお申し込みにあたっては、以下の書類をご提出ください。
また、ご契約の際には、下記の注意事項をご確認ください。

※　保険金のお支払いは、弊社（その親会社等支配権を有する者を含みます。）に適用される経済制裁に関する法令または措置を遵守して行うものとします。これら法令または措置には、米国財務省外国資産管理室（Office of Foreign Assets Control）により行われる制裁措置を含みます。
※　製品によっては保険のお引受けができないケースがありますのであらかじめご了承ください。
※　通常、対人・対物共通で1事故および保険期間中の支払限度額（Combined Single Limit）を設定します。この保険では、100万米ドルからの提供を基本としておりますが、支払限度額についてはお見積りをご依頼の際にご相談ください。
※　貴社の取引先との売買契約書などによって保険への加入を求められている場合、被保険者の範囲や支払限度額など各種条件が指定されているケースがありますので、ご相談ください。

お見積りの際に必ずご提出いただく書類・資料

■ 会社案内（和文・英文）　■ 製品カタログ・パンフレット（和文・英文）　■ 製品仕様書　■ 取扱説明書（和文・英文）
■ 弊社所定の海外PL保険告知書

お見積りの際に必要に応じてご提出いただく書類・資料※

■ メンテナンスマニュアル　■ パッケージ（箱）、コンテナ（容器）　■ 製品回収（リコール）マニュアル　■ Warning（警告）、Caution（注意書き）ラベル　■ 製品サンプル　■ 決算報告書・有価証券報告書　■ 海外取引先との取引契約書の写し（損害賠償に関する部分のみ）
※　ご提出をお願いする場合には、弊社担当者より個別にご連絡します。

保険料確定特約について

■ 保険料確定特約の概要
保険料確定特約とは、保険契約締結の際に算出した保険料を確定保険料として取り扱い、保険期間終了後の保険料の精算（確定精算）を不要とする特約です。保険料確定特約は以下の条件に同意いただける場合にセットできます。
■ 保険契約締結の際に申告された保険料の算出基礎数字について、保険期間中に著しい変動を予定していないこと。
■ 保険期間終了後に、保険料の精算（確定精算）を行わないこと。
■ 保険期間の中途で、この特約を削除することができないこと。
なお、保険料の算出基礎数字は、補償対象とする生産物の直近会計年度（１年間）における売上高とします。

ご注意：告知義務

ご契約者または被保険者になる方には、ご契約を締結いただく際、申込書記載事項（保険契約申込書およびご契約の締結にあたってご提出いただく付属書類の記載事項をいいます。）について、弊社に事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があります。告知にあたっては、特に、申込書および告知書において※印を付した項目の記載にはご注意ください。主な項目は次のとおりです。
①保険の対象となる製品
②この保険契約で補償対象となる事故の有無およびその内容（過去の事故歴）
③同種の危険を補償する他の保険契約（共済を含みます。）の有無およびその内容

なお、故意または重大な過失により、申込書記載事項について弊社に知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、保険契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

ご注意：通知義務

ご契約者または被保険者には、ご契約の後、通知事項（申込書記載事項のうち、保険申込書および告知書に※印を付した項目をいいます。）に変更が生じる場合は、事前に取扱代理店・扱者または弊社にご連絡のうえ、変更の承認請求を行っていただく義務（通知義務）があります（事前に変更の事実を把握できない場合は、遅滞なくご連絡いただく義務があります。）。

○保険の対象となる製品

弊社では、ご通知いただいた内容に基づき、ご契約の変更承認を行います。この場合、保険料の返還または追加請求をさせていただく場合があります。追加保険料が発生する場合は、契約内容の変更と同時に払い込みください。追加保険料の払込みが行われない場合は、保険金をお支払いできないことや保険契約を解除させていただくことがありますのでご注意ください。
なお、通知事項にかかる変更のご連絡がない場合や遅れた場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。また、この保険の対象となる危険が著しく増加した場合等においては、ご契約を解除させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

ご注意：保険料の精算について

保険契約締結時に保険期間中の予想売上高に基づいて保険料を領収した保険契約については、保険期間終了後に保険期間中の実際の売上高に基づき算出した確定保険料（確定保険料が保険証券記載の最低保険料に達しない場合は最低保険料）との差額を返還または請求させていただきます。

●このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。
また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。
●弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20
03-6848-8500
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)
https://www.aig.co.jp/sonpo

お問い合わせ・お申し込みは

3A1-662(B-190102 2021-04)19-04 30K(TF)